

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

平成30年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 175,000 千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,070,670 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	427,262	283,868			18,802	124,592
	重度心身障害者等医療費支給事業費	96,321	35,700		2	7,949	52,670
	後期高齢者医療事業費	412,357	66,937		5,762	44,537	295,121
	子育て支援医療費支給事業	93,252	19,200			9,710	64,342
	児童手当支給費	359,956	305,580			7,130	47,246
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	16,931	7,572			1,227	8,132
社会保険	介護保険事業（繰出金）	460,905	3,000			60,042	397,863
保健衛生	母子保健事業	25,799				3,383	22,416
	保健事業	102,889	1,720		2,326	12,961	85,882
	予防接種費	74,998	4,382			9,259	61,357
合 計	2,070,670	727,959	0	8,090	175,000	1,159,621	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。